第５章　担保権等の措置
　第１節　存続する担保権
　　別表15「存続する担保権一覧表（預金債権質権）」記載の各預金に設定された担保権は、本更生計画認可決定後も、「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権額を変更した上で存続する。
　　当該担保権は、管財人が第３章第１節第１の２の定めに基づく弁済の実施日を定めた場合、かかる実施日に消滅する。
　第２節　存続しない担保権
　　更生会社の財産上に存する更生債権等を被担保債権とする担保権で、前記第１節において存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権は、本更生計画認可決定日に全て消滅する。存続しない担保権がある場合、当該担保権に係る担保権者は、本更生計画認可決定後直ちに、当該担保権の抹消に必要な手続及びこれに必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。
第６章　弁済資金の調達方法等
　第１節　弁済資金の調達方法
　　更生債権等の弁済資金は、主として、本スポンサーから受領した本事業譲渡の対価及び換価対象資産の換価額等をもってこれに充てる。
　第２節　予想超過収益金の使途
　　更生手続の終結までに、本更生計画における予想を超過する収益金が生じた場合、当該収益金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除し、余剰金が存する場合、当該余剰金の金額を弁済原資として、各一般更生債権に対して、第３章第３節第１の２⑵ウ及び第２の２⑶の規定に従い、追加弁済を行う。
第７章　共益債権・少額債権等の弁済
　第１節　共益債権の弁済
　　第１　支払済共益債権
　　管財人が更生手続開始申立日の翌日である2025年３月19日から2025年６月30日までに支払った共益債権の額は、別表16「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。
　　第２　未払共益債権
　　更生会社の2025年６月30日現在の未払共益債権の額は、別表16「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。
　　第３　弁済方法
　　共益債権については、随時弁済する。
　第２節　少額債権等の弁済
　　管財人が会社更生法第47条第５項前段の規定により裁判所の許可を得て支払った少額債権等は、別表17「弁済した更生債権等一覧表」記載のとおりである。
第８章　更生会社の措置
　第１節　株主の権利変更
　　更生会社は、以下のとおり、その発行済株式の全てを無償で取得した上で、全て消却する。
　　取得する株式の種類及び数：普通株式36,500株
　　上記株式を取得する日：後記第２節の募集株式に係る払込みが行われた日
　　上記株式を消却する日：上記により株式を取得した日
　第２節　募集株式の発行等
　　更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。会社法第199条２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
　　募集株式の種類：普通株式
　　募集株式の数：１株
　　募集株式の払込金額：１株１円
　　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日：更生計画認可決定日
　　増加する資本金に関する事項：増加する資本金：１円
　　募集株式の割当を引き受ける者：管財人　青木　良成
　第３節　定款の変更
　　更生会社の定款を、別表18「定款新旧対照表」のとおり変更する。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
　第４節　役員の選任、更生会社の解散等
　　第１　役員の選任等
　　更生会社の従前の役員は、更生計画認可決定の時に全て退任する。その上で、管財人である青木良成を取締役に選任する。
　　第２　解散等
　　１　更生会社の解散
　　更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て定めた日に解散し、清算株式会社となる。
　　２　清算人の選任
　　更生会社において、管財人である青木良成を清算人に選任する。
　　３　清算人の任期等
　　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。
　　管財人は、必要があるときはいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を増員、解任又は補充することができる。
　　増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。
　第５節　清算業務
　　解散した更生会社の管財人は、本更生計画に基づいて、清算人として、更生会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、その他本更生計画の遂行並びに更生会社の清算に必要な業務を行う。
第９章　争いの落着しない権利に関する措置
　管財人は、更生手続の終結までは、更生会社における争いの落着しない権利についての訴訟又は調停等を遂行し、これらについて和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行う。
第10章　その他必要的記載事項
　会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
別表１乃至18（省略）
東京地方裁判所民事第20部

更生計画案議決権行使方法等

令和６年（ミ）第１３号
鹿児島県鹿児島市東千石町２番30号
更生会社　株式会社エヌシーガイドショップ
１　議決権行使の方法
　書面投票による行使
２　投票期間
　令和７年10月20日から令和７年11月28日まで
３　決議の組分け
　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
　令和７年11月14日
令和７年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始